

荒尾市地域公共交通計画策定支援業務

公募型プロポーザル方式実施要領

1. 名称

荒尾市地域公共交通計画策定支援業務

2. 目的

人口減少が進行する中、本市における最適で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定を支援することを目的とする。計画策定においては、荒尾市立地適正化計画や荒尾市観光振興計画との整合を図るとともに、公共交通利用者の利便性の向上に資するサービスとして、観光、小売、医療、福祉、教育等の多様な移動以外のサービスと連携を図りながら進めるものとする。

3. 業務の概要

「荒尾市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 提案上限額

8,459,000円（消費税含む。）

6. 応募要領

参加表明する者は、参加表明書とともに下記の添付書類を提出し、参加資格確認の審査を受けるものとする。なお、資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧（任意様式）

※平成24年度から令和3年度までの過去10年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの）
- カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

キ 誓約書及び役員名簿（指定様式）

（2）参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本及び副本8部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、（1）の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和4年4月18日（月）から令和4年4月26日（火）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所：総合政策課

（3）提案書の提出要請

資格確認結果は、令和4年4月28日（木）に書面（「提案書提出要請通知書（様式第2号）」）により発送する予定である。通知のなかった者は、提案書の提出はできないこととする。

（4）提案書等の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書（様式第3号）及び見積書（任意様式、消費税込み）を各1部提出するとともに、添付書類を下記のとおり提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。また、提案書の提出要請通知を受けた後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

ア 提出期限：令和4年5月16日（月）

イ 受付場所：総合政策課

ウ 添付書類：提案事項（任意様式）及び配置予定者（任意様式）、業務行程表（任意様式）を、正本1部、副本8部提出すること。

※配置予定者ごとに、業務の経験年数や業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。

エ 提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

オ 受付場所：総合政策課

7. 応募資格要件

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- （2）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- （4）法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

8. 受託者選定の手続

(1) 評価委員会の設置

受託者の選定に当たり、「荒尾市地域公共交通計画策定支援業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位4者について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1：契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公募（荒尾市ホームページ）	令和4年4月18日（月）
2	参加表明書類の受付	令和4年4月18日（月）から 令和4年4月26日（火）まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和4年4月18日（月）から 令和4年4月20日（水）まで
4	提示資料に関する質疑の回答	令和4年4月22日（金）予定
5	参加資格審査	令和4年4月下旬予定
6	提案書提出要請通知書（様式第2号）の発送	令和4年4月28日（木）予定
7	提案書（様式第3号）等の提出期限	令和4年5月16日（月）まで
8	評価委員会による一次審査（提案書に基づく書類審査）	令和4年5月中旬予定
9	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和4年5月24日（火）予定
10	評価委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年5月下旬予定
11	最優秀提案事業者の決定通知（様式第4号）の発送及び契約の締結	令和4年6月上旬予定

9. 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和4年4月18日（月）から令和4年4月20日（水）まで

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、総合政策課の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市地域公共交通計画策定支援業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和4年4月22日（金）

イ 回答方法

回答予定日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、荒尾市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答することは限らない。

10. 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出者数が4者を越える場合には、評価委員会により、提案書の内容に基づく一次審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和4年5月中旬予定

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の基準に基づき、技術提案の内容を評価する。

表2：一次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。	15点
実施体制	本業務を遂行するための体制を整え、十分な経験や能力を有する者を配置しているか。また、実現性が高いスケジュールが示されているか。	35点
	一次審査 合計点	50点

(3) 審査結果通知

提案者全員に対して、審査結果を通知するとともに、上位4者に対しては、二次審査（プレゼンテーション）への参加依頼を行う。なお、一次審査を実施しない場合は、その旨を通知することとする。

1.1. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。ただし、一次審査を実施しない場合は、日時等を繰り上げるものとする。

（1）日時

日時は令和4年5月下旬を予定する。正式な日時や場所は、二次審査参加依頼と併せて通知する。

（2）参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び実務を主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

（3）プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明15分、質疑応答15分）程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

（4）プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

（5）評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表3の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に勘案し、提案内容を評価する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合は、一次審査（表2）に関する項目を併せて評価する。

※新型コロナウィルスの感染状況に応じて上記のプレゼンテーションは、非対面方式で行う場合がある。その場合の詳細については、提案書提出要請通知書に併せて通知を行うものとする。

表3：二次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
専門技術力	<p>業務の目的を理解した上で、仕様書に定める業務内容に対して的確な提案が行われているか。</p> <p>また、本市の地域特性を十分に考慮した、専門的見地からの独自性が高い分析が期待できるか。</p> <p>①移動実態や公共交通の利用状況に関する調査分析 ②利用者ニーズ及び事業者意向に関する調査分析 ③計画策定に関する支援</p>	50点 (①：20点、 ②：20点、 ③：10点)

二次審査 合計点		50点

12. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。評価委員会は、下記の算定方式によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。提案者の評価点数が同点となつた場合は、「専門技術力」の評価が高い提案者を上位とし、「専門技術力」の評価も同点の場合は、評価員会会長が上位の提案者を決定する。なお、技術評価が50点に満たない事業者とは契約交渉を行わないこととする。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い提案価格} \times 20}{\text{参加者の提案価格}}$$

荒尾市地域公共交通活性化協議会会長は、上記の評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定し、書面（「採用決定通知書（様式第4号）」）により通知する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

荒尾市地域公共交通活性化協議会は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

荒尾市地域公共交通活性化協議会は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和4年6月上旬予定）する。なお、電話による問合せには一切応じない。

13. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

荒尾市地域公共交通活性化協議会から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は、厳禁とする。

(4) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にする。

(5) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、荒尾市地域公共交通活性化協議会が公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

【 問合せ先及び書類提出先 】

実施機関 荒尾市地域公共交通活性化協議会
(事務局：荒尾市 総務部 総合政策課 政策推進室)
住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地
電話番号 0968-63-1273 ファックス 0968-64-0940
電子メール sougouseisaku@city.arao.lg.jp